



平成 29 年 7 月 13 日

各 位

会 社 名 エスフーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 村上 真之助
(コード：2292、東証第 1 部)
問合せ先 常務取締役 管理本部長 安岡 信幸
(TEL. 0798-43-1065)

当社従業員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 13 日付の取締役会において、以下のとおり、当社従業員に対して譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 自己株処分の概要

(1) 処 分 期 日	平成 29 年 8 月 30 日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 73,500 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 4,090 円
(4) 処 分 総 額	300,615,000 円
(5) 募 集 又 は 処 分 方 法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
(7) 割当ての対象者及びその 人数並びに割り当てる株 式の数	当社従業員 429 名 73,500 株
(8) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 7 月 13 日付の取締役会において、当社従業員（以下「割当対象者」といいます。）に、当社の経営目標である単体経常利益水準の達成及び企業価値の持続的な

向上に対するインセンティブを与えるとともに、株式を所有することで経営参画意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、割当対象者に対し、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。本制度における割当対象者の選定及び各割当対象者に付与される金銭報酬債権の額は、上記本制度の目的、業績目標達成条件による無償取得事由が定められていること及び譲渡制限が解除された場合の株式市場における処分可能性等を総合的に勘案の上、決定しております。また、譲渡制限期間については、上記目的を達成するためのインセンティブとして最大の効果が得られる期間と考え、3年間といたしました。

なお、本制度は、当社株式の引受けを希望する割当対象者に対してのみ割当てます。

3. 株式割当契約の概要

本株式にかかる譲渡制限付株式割当契約の主な内容は次のとおりであり、議決権、配当等については、普通株式と同一の内容です。

(1) 譲渡制限期間

割当対象者は、払込期日（平成 29 年 8 月 30 日）から平成 32 年 8 月 29 日までの間、割当を受けた譲渡制限付株式について譲渡、担保権の設定、担保権設定の予約、その他の処分を行うことができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が譲渡制限期間中（平成 29 年 8 月 30 日～平成 32 年 8 月 29 日）、継続して、当社又は当社との関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、第 54 期事業年度（平成 32 年 2 月期）までに当社単体経常利益 80 億円を達成した場合には、本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点、即ち譲渡制限期間解除日である平成 32 年 8 月 30 日の到来をもって譲渡制限を解除します。なお、割当対象者は当社従業員のみであるため当社単体の経常利益を業績目標達成条件としております。

(3) 無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、無償で取得します。ただし、割当対象者が定年その他の正当な理由により退職した場合又は死亡により退職した場合は、本株式数から、払込期日を含む月から当該退職の日を含む月までの月数を 36 で除した数に本株式数を乗じた数を引いた数の本株式を、その時点において無償で取得します。

(4) 本株式の管理

本株式の譲渡制限性を保つため、大和証券株式会社に割当対象者名義の譲渡制限付株式専用の口座を設け、譲渡制限期間中、他の割当対象者名義の株式と分別管理いたします。

(5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を 36 で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する譲渡制限付株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の譲渡制限付株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額については、平成 29 年 7 月 12 日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（4,090 円）としております。この終値は、当社の企業価値を最も適切に反映している取締役会決議日の前営業日の市場価格で、直近の株価に依拠することが出来ないことを示す特段の事情が存しない状況においては恣意性を排除した合理的なものであり、特に有利な金額には該当しないものと判断いたしました。

以上